

…後期基本計画のテーマ…

前期基本計画では、基本構想における将来像「住民の絆を大切に、元気で輝き誇れる“いちかわ”」の実現を目指し、様々な政策・施策を展開してきました。

後期基本計画においては、次のテーマを掲げることにより、将来像の実現をさらに強力に推進するとともに、さらにその先を見据えて、この5年間で取り組むべき必要なことについて優先順位を定め、「ひとが大切にされる」まちづくりを目指します。

皆が元気で魅力的なまち ふるさと“いちかわ”

「皆が元気で魅力的なまち」

大きな災害の発生、不景気、新たな感染症の世界的蔓延など、世間を揺るがす出来事は多々起こり、その度に社会の考え方も変化が迫られる、先の見えない時代となっています。その一方で、医療や科学が発達し、多くの人々が長く生きられるようになりました。こういう時代でも活力を持ち、いきいきと暮らしていけるようなまちづくりが求められています。そのためには、安全・安心した日常を送ることができる支援をする取り組みが必要です。国全体、特に地方では人口減少が進んでいて本町もその例外ではありませんが、人が大切にされる町には人が集まります。特に、景気が落ち込み先の見えない状況下、人々の気分も落ち込むことの多かった計画策定の年において、町民が元気に安心して暮らせるよう、限られた資源を効率的に使い、町民、関係団体、行政が一体となって、まちづくりを進めていきます。

「ふるさと“いちかわ”」

市川町は清流市川をはじめ、豊かな自然に囲まれています。その中で安心した暮らしを送ることができるなら、これは都会では得られない財産です。そんな町を作り上げよう、次世代につなげようという良いサイクルを確立するため、町民がより地域で活動できる支援や知る機会を提供します。

また本町では若い世代の転出が目立っています。住民アンケートによると、若い世代には市川町のことが嫌い、住みにくいと考える傾向が低かったにもかかわらず転出が多いことから、今は進学や就職で町を離れることになっても、町への信頼、思い入れがあれば、将来また居住先として選ばれる可能性もあるため、子育て支援・教育に力をいれていきます。

…施策の見方…

【章ごとの個別計画】

その章で関連する個別計画名・期間についてまとめて示しています。

【章ごとのSDGs】

その章で関連するSDGs（次頁参照）についてまとめて示しています。

第6章 次世代の教育と豊かな心を育むまちづくり

この章で関連する個別計画 ＜期間＞

- ・第2期市川町子ども・子育て支援事業計画 ＜令和2年～6年＞
- ・第2期いちかわ教育創造プラン ＜平成30年～令和3年＞

この章で関連するSDGs



施策6-1 就学前教育の充実

近況と課題

年々、幼児数が減少している一方で、少子高齢化、核家族化や地域社会との交流の希薄化などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

市川町では、これまでの幼稚園、保育所を統合し、令和元年度から幼保連携型認定こども園*による幼児教育・保育を展開するため、町立2箇所、私立1箇所の整備を行いました。

今後は、より高い専門性と教育的情熱を持った指導力のある保育教諭等を育成するため、各種研修会の充実を図る必要があります。

基本方針

成長でき、親が安心して子どもを育てられる環境の整備に努めるとともに、家

【KPI（重要業績評価指標）】

施策の達成状況を図るため、数値化できる指標を設定しています。

【基準値】

現在の状況です。特記がないものは、令和元年度時点のものを示します。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①こども園保護者アンケートで、「こども園は、地域の園として子育て支援に努めている」と答えた保護者の割合	80%	85%
②こども園保護者アンケートで、「子どもは、こども園へ行くのを楽しみにしている」と答えた保護者の割合	78.9%	83.5%

【施策の内容】

取組内容	担当課
（1）こども園における教育・保育の質の向上 重点化 幼児期の教育・保育を一体的に支援できるように努めると同時に、色のある保育、質の向上も図るため、研修会等への積極的な参加や職員の適任を努めます。 保育教諭等の質の向上を図るため、講義型研修と実践型研修など、効果的な研修受講を推進します。	こども教育課

【重点化施策等】

後期基本計画で特に重点化する施策を示しています。

また、「総戦」とあるものは「第2期市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げている施策です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは？

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本町においてもこのSDGsに共感し、まちの将来像の実現にあたり、これから生まれてくる世代が希望を持ち続けることができる、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、基本施策ではこの17のゴールを意識した上で、施策を展開します。

SDGs 17のゴール		町での基本施策
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	▶ 第5章 地域のちからで支え合う福祉のまちづくり
	2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	▶ 第5章 地域のちからで支え合う福祉のまちづくり
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	▶ 第5章 地域のちからで支え合う福祉のまちづくり
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	▶ 第6章 次世代の教育と豊かな心を育むまちづくり
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	▶ 第1章 地域・人のつながりを大切にしたまちづくり
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	▶ 第4章 快適で住みよい定住できるまちづくり
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	▶ 第3章 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり

	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	▶	第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	▶	第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	▶	第1章 地域・人のつながりを大切にしまちづくり
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	▶	第1章 地域・人のつながりを大切にしまちづくり 第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり 第4章 快適で住みよい定住できるまちづくり 第7章 まちづくり計画の推進
	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	▶	第3章 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	▶	第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	▶	第3章 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり
	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	▶	第3章 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	▶	第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	▶	第7章 まちづくり計画の推進

第1章 地域・人のつながりを大切にしまちづくり

この章に関連する個別計画 <期間>

- ・人権文化の誇れる町宣言 <平成13年～>
- ・市川町第2期男女共同参画プラン <令和3年～7年>
- ・市川町特定事業主行動計画（後期計画） <令和2年～6年>
- ・市川町障害者活躍推進計画 <令和2年～7年>

この章に関連するSDGs



施策1-1 「ふるさと」をつくる人材育成の推進

近況と課題

市川町では、これまでも、フォーラムの開催、住民アンケート、自治会別の行政懇談会など、さまざまな方法によって、町民参加のまちづくりを進めてきました。令和元年度に実施した住民アンケートでは、地域のまちづくりの課題について多数の意見をいただきました。市川町を住みやすいまちにするための提案や、福祉の充実、生活環境の整備、自然災害や犯罪に備えた安全・安心を望む声など、直接日々の生活に結びつくまちづくりの期待が寄せられました。今後も、さまざまな分野で町民の参加を促進するとともに、身近な地域課題を解決するための町民を主体とした地域運営の仕組みづくりを進め、町民が積極的にまちづくりに参加して未来を切り拓くという意識を醸成する必要があります。

一方、近年の地域の状況は、人口が減少する中で核家族化・高齢化が進み、生活意識やライフスタイル*の多様化によって、地域社会の連帯意識が希薄化し、自治活動への参加意欲が低下している他、コミュニティ活動の担い手の高齢化などにより地域の活動に支障をきたしている現状があります。今後は、身近な問題を地域の助け合いで解決しようとする地元意識と連帯感の高揚を図り、自治組織の活性化を促し、町民一人ひとりが自ら担い手となって地域づくりに取り組んでいくことが求められます。

基本方針

町民と行政が、一体となってまちづくりを行うための体制を整備するとともに、行政情報の充実を図ります。また、地域コミュニティ*の共助機能を強化し、地域の活性化、伝統行事の伝承、防災力の強化等を推進するために、さらなる「地域・人のつながり」を大切にしまちづくりを推進します。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①住民アンケートで「市川町のことが好き」と答えた住民の割合	54.8%	60%

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）町民・行政の協働のシステムづくり	
町の施策や制度などを説明する行政懇談会等、各地域の声を直に聞く意見交換会を開催します。	総務課
町政の方針や計画策定時等にパブリックコメント*制度を活用し、幅広く町民の意見を聞く機会を設けます。	企画政策課
（２）地域コミュニティの活性化 総戦4—①	
前期計画での人材育成事業や研修を受講された方等が地元のリーダーとなり、地域活性化に取り組まれる団体などの支援を行います。希薄となった地域連帯意識を再構築するため、まちづくり活動助成事業や、コミュニティ助成事業を通じて、新しい地域コミュニティづくりを支援します。	企画政策課

施策１－２ 人権教育と啓発の促進

近況と課題

昭和47年採択の「差別を許さない明るい町」宣言を将来に向かって発展的に見直し、全世界に向けた人権文化の発信と人権尊重のまちづくりを目指して、平成13年11月に市川町「人権文化の誇れる町」宣言を新たに採択し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりを目指して取り組んできました。こうした取り組みの結果、町民の人権尊重の理念に対する理解は深まってきました。

近年では情報ネットワークの発達によって個人・団体が自分の意思を発信できるようになり、少数派の意見を知り得る機会が増え、理解が進んでいます。その一方で、配慮が欠けた言動等も簡単に知れ渡るようになり、公私問わず発言や行動に責任が求められる時代になっています。相手を傷つけない・自分を傷つけないためには、まずは知識を得ることが重要です。

今後もこれまでの取り組みを発展的に検証し、同和問題をはじめ、障がいのある人、女性、外国人、LGBTQ*などの差別問題や、子どもを取り巻く問題、高齢者、インターネットを悪用した人権侵害など、あらゆる人権課題を視野に入れた、人権文化の創造を図っていかねばなりません。

基本方針

人権は、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別、出身などを超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。町民一人ひとりが、差別の現実に向き、積極的に人権学習に参加し、感性豊かな人づくり、地域づくりから、人権文化の誇れるまちづくりを進めます。

不特定多数の人が集う人権啓発事業などは、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、サテライト会場やオンライン実施など、多様な形での実施を検討します。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①人権啓発事業への参加者数(実践発表会等)	716 人	730 人

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）人権教育・啓発の推進	
人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期から発達段階を踏まえて、家庭、学校、地域が連携を図りながら、あらゆる機会をとらえ実施します。	生涯学習課
あらゆる差別の解消を図るため、人権講演会や研修会は参加者の満足度を高めるものに重点をおいて開催し、また引き続き町独自の人権啓発資料や広報紙の活用により啓発活動を進めます。	生涯学習課
（２）人権尊重社会の実現	
あらゆる場において人権が尊重されていくために、インターネットのモニタリング事業にも取り組み、人権侵害に対して、関係諸機関との連携を図り支援体制を整えます。	生涯学習課

施策１－３ 男女共同参画社会*の実現

近況と課題

男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*、配偶者暴力防止法*、ストーカー規制法*などの法律改正を踏まえ、国においては平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、次世代育成支援対策推進法*の改正と延長、ワーク・ライフ・バランス*の推進や女性活躍推進法*の制定により、女性の社会への参画が積極的に推進されていますが、世界的に見ると日本は男女平等の観点では他国に大きく後れを取っている状態です。

市川町では、男女共同参画プランを策定し、男性も女性も等しく、ともに尊重し合える人間性を育んでいくことを目指し、また個人が希望するあらゆる生き方を実現するために、さまざまな社会的障壁をなくし、誰もが参画できる豊かな社会を目指します。

基本方針

男女がともに尊重し合い、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる豊かな社会を目指し、男女の間での意識の差や固定観念をなくし、各種審議会や就労等多様な場面での男女の活躍を支援します。また、人権を尊重し、豊かな心を育む教育・学習の場の提供に努め、人権尊重を阻むあらゆる暴力の根絶を目指します。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①各種審議会、委員会等の女性の参加率	15.4%	20%
②広報紙、ホームページ等による男女共同参画の啓発	1回	2回

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）男女共同参画意識の啓発と学習活動の推進	
研修会、啓発冊子、広報紙、ホームページ等による周知、啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	企画政策課
子どもの頃から、自ら人権の尊重や男女共同参画への理解を深め身につけていくよう、人権保育・教育を推進し、福祉体験学習を実施します。	生涯学習課
学校生活において、固定的な性別役割分担による偏りをなくす取り組みを行います。	こども教育課
学校現場での指導的地位に占める女性の割合を拡大します。	こども教育課
（２）ともに活躍できる環境の充実	
男女雇用機会均等法や労働関係法令、育児休業や介護休業制度についてホームページや広報紙による情報提供を行い、雇用・就業における男女間の差の解消に努めます。	企画政策課
町の各種審議会、委員会等に対して目標値を設置して女性の参加率を高め、計画的に女性の登用に努めます。	企画政策課
女性と男性の身体的特徴、文化的社会的性差を考慮した心身の健康保持のため、各種健康診査、がん検診等を推進します。	保健福祉センター
（３）社会的条件の整備	
延長保育、一時保育、病児病後児保育*等保育サービスの充実を図るとともに、学童保育園などの施設整備や内容の充実に努めることで、子どもを安心して預けられる環境づくりに努めます。	こども教育課
高齢化が進行する中、高齢者・障がい者への相談支援事業や介護サービス、障害福祉サービスの充実を図り、高齢者や障がい者の自立した生活のための支援を行います。	健康福祉課
ドメスティックバイオレンス(DV)*が重大な人権侵害であるという認識が社会全体に浸透してきた中、被害者の早期発見と適切な相談支援に向け、相談体制の整備及び関係機関との連携強化を図り、DVについての啓発を行っていきます。	健康福祉課

施策１－４ 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進

近況と課題

小・中学校にALT（外国語指導助手）*を引き続き配置するとともに、平成14年10月24日に姉妹提携を結び交流を深めてきたアメリカ合衆国ポートタウンゼント市や、近隣のショークレスト高校と、教育交流事業を中心に相互の訪問などを行っています。また、市川町国際交流協会では、英会話教室等の語学講座の開催、会報「国際交流Ⅰ（アイ）」の発行などを行い、国際理解・国際交流の推進、啓発に取り組んでいます。また、入管法の改正に伴い、市川町においても外国人労働者の増加が見込まれる中、在住外国人を対象とした日本語教室も実施しています。

今後ますます多様化していく国際化社会に対応していくために、異文化の理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、グローバルな人材の育成に努めていかなければなりません。

基本方針

姉妹都市等との交流を推進することで、異文化の理解や多文化共生に対する住民の認識と関心を高め、多様な国際交流の促進と国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①国際交流協会による新規事業の実施	1事業	2事業

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）国際理解と国際教育の促進	
多文化共生や、町内に住む外国人の安全安心な暮らし確保のために、市川町国際交流協会を通じて、町内在住の外国人を対象とした日本語教室を開催し、異文化理解の推進に努めてきました。今後も、日本語教室のボランティア*スタッフの養成や学習者との交流事業などを実施していきます。	企画政策課
ポートタウンゼント市やショークレスト高校との交流を深めるため、中学生・高校生の相互派遣を中心に、定期的な交流事業を継続していきます。また、コロナ禍により相互の直接訪問が難しくなる中、リモートなどによる新たな交流手段も検討していきます。	企画政策課
異文化理解と多文化共生の重要性についての認識を高め、自主的な国際的交流の輪をさらに広げるため、市川町国際交流協会を通して語学講座を開講し、今後も語学講座の内容の充実及び受講生の確保に努めます。	企画政策課
市川町で働く様々な国籍の外国人労働者に対する日本語教育支援を継続して行っています。	企画政策課

第2章 住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり

この章に関連する個別計画＜期間＞

- ・市川町地域防災計画 ＜一＞
- ・市川町森林整備計画 ＜平成31年～令和11年＞

この章に関連するSDGs



序論
第1篇

基本構想
第2篇

第3篇
基本計画

参考資料

施策2-1 体制の確立と機能の強化

近況と課題

平成7年1月の阪神淡路大震災の発生から地震災害に対しては、災害予防対策や自主防災対策の強化が求められてきました。また、近年では全国各地で大規模地震や台風、洪水、竜巻、土砂災害等の自然災害や事故災害などが多発しています。

災害から生命を守るためには、町民自らが主体的に取り組む「自助」、地域住民が互いに手を取り助け合う「共助」、そして、行政が町民や地域の活動を支援し、自助、共助では対応できない課題に取り組む「公助」、この3つがそれぞれ最大限に役割を果たす必要があります。

いかなる災害に対しても、生命を守ることを最優先とし、すべての主体が、協働して災害に備え、災害に立ち向かうまちづくりを進めるとともに、必要な知識を習得する機会や行動力を養う訓練の場を提供する必要があります。

基本方針

災害等に対する日常的な備えはもとより、突然に襲いかかってくる地震や事件・事故等に対して、迅速かつ的確な対処ができるように、機能的な危機管理体制を確立します。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①地域防災計画を基本に各種、災害対応マニュアルの整備	44%	78%

【施策の内容】

取組内容	担当課
（1）危機管理体制の充実・強化	
台風や大雨による土砂災害や風水害、地震による家屋倒壊や火災、その他の火災や事件・事故に対する実効性に富んだ「地域防災計画」の見直しを随時行います。	総務課
警戒レベルについての町民への周知を行います。また、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要援護者利用施設の所有者・事業者に対して避難確保計画の策定を促します。	総務課

風水害や土砂災害、地震災害など災害ごとに対応できる避難所を随時再確認します。また、緊急指定避難場所及び福祉避難所の指定については、可能な限り現避難所から検討し指定するとともに、新たな施設があれば指定を検討していきます。	総務課
過去の被災状況や災害時における通報・対応・判断・指示等の記録から、災害や事件・事故別の「危機管理対応マニュアル」等を作成し、訓練を実施して初動体制における迅速さや的確さを向上させるとともに、消防署や警察署、自主防災組織等との連携を密にして、円滑に対処できるようにします。	総務課
平成 19 年3月に策定した「市川町国民保護計画」に基づき、素早く情報を通知・伝達するシステムを整備・確立し、町民の生命、身体及び財産を保護します。国からの Jアラート*の放送訓練に積極的に参加し、町民も含めた J アラートの訓練の実施を検討していきます。	総務課
感染症対策としてマスクや消毒液等の備蓄を官民ともに進めます。また、商工会と連携して策定した事業所の事業継続計画(BCP)を基に、感染症以外の非常時への対応も見据え、個別のBCPの作成を促します。	総務課 地域振興課
(2) 災害時の緊急対策の充実・強化	
災害情報の伝達、被害状況の把握、避難や救助の勧告・指示、被災地域の応援要請など、平成 22 年度に制定した避難勧告等の判断や伝達マニュアルの内容を毎年見直し、職員等にも周知していきます。	総務課
大規模災害が発生した場合、直後の応急対応期には行政職員や消防団員などだけでは人手が足りません。近年、各地の自然災害に対して全国からボランティア*が駆けつけ、地元の住民とともに救援活動を行うことが一般化してきています。この時、被災者の求めていることと、ボランティアとを結びつける災害ボランティアセンターを設けるケースが増えており、地域の社会福祉協議会が主体的に動いています。こうした事態も想定し、今後も引き続き、市川町社会福祉協議会と協議し、連携を強化していきます。	総務課
(3) 建築物の耐震化等の促進	
住宅をはじめとする建築物の耐震性を向上させるため、県のひょうご住まいの耐震化促進事業など、耐震診断や住宅耐震化補助事業の啓発を行います。	建設課
住居内での地震時の安全性を高めるため、家具等への転倒防止金具設置などを促進し、自治会、消防等と連携を強化して啓発を行います。	住民環境課
近年急増している空き家への対策として、地震時の倒壊など極めて危険度が高まる工作物について、改善を促します。	住民環境課
自然災害への備えを充実させるため、「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」への加入を呼びかけるとともに、区長会でのチラシ配布、防災訓練等で加入等の啓発や役場各窓口にてチラシを設置する他、広報紙にも記載し啓発を続けていきます。	総務課

施策２－２ 地域防災力・消防力の強化

近況と課題

市川町の常備消防は、姫路市消防局に事務委託しています。さらに、地域の非常備消防は、町消防団（１本部26分団、団員493人）が、消防、防災活動を行っています。また、消防団では、消防ポンプ車1台、可搬式小型動力ポンプ付積載車25台の配備態勢をとり、消火栓750基の他、防火水槽、自然水利を整備しています。しかしながら、人口減少や高齢化の影響により、消防団員や自主防災組織の減少という課題を抱えています。

消防団の組織体制の活性化を図る他、団員の減少や町外就業などに対応できるよう、消防防災の情報化や防災体制の見直し、救急医療体制の強化、住民の防火・防災意識の高揚などを図ることが求められています。

また、最近の災害の教訓からも、日頃からの地域住民のコミュニケーションや地域での助け合いの重要性が見直されてきています。このような地域コミュニティを育んでいくためにも住民ネットワークの確立が大切です。

基本方針

姫路市消防局と連携して消防施設の充実を図るとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の充実を図り、平時から自らの命、自らの町は自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めます。

今後は、消防団員の減少などに対応できるよう、各自治会から構成された自主防災組織の充実や町民自らが主体的に取り組む「自助」に重点を置くとともに、暮らしの安全・安心につながる地域コミュニティ*の形成を図ります。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①自主防災組織率	33.3%	70%
②自主防災会避難訓練実施地区数	6地区	10地区
③消防ホース更新本数	0本	(R2-R6 累計) 954本

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）防災体制の確立	
職員の防災体制についてマニュアル化するとともに訓練を行い、平時から防災にかかわる組織体制の整備・充実を図り、また異動等に伴う体制の確認を迅速に行い、地域防災計画の改定に合わせて見直しを行います。	総務課
非常備消防(町消防団)においては、団員を確保するとともに、訓練により消防技術の向上と組織力の強化を図ります。また、常備消防(姫路市消防局)との連携強化を図るとともに、近隣市町と消防団広域協定を締結し、組織強化を図ります。人口流出と高齢化が進み、消防団員数が減少傾向にある現状を踏まえ、団員確保に向けた支援を推進するとともに、分団の統合や再編も視野に入れつつ、組織強化を図っていきます。	住民環境課
（２）防災設備等の整備・充実	
火災や災害時における消防団活動を維持していくため、人口減少に伴い消防団員数が減少傾向にある現状を踏まえ、団員確保に向けた支援を推進するとともに、消防団活動に必要な設備等の整備支援を推進し、消防力の強化を図ります。	住民環境課
水防倉庫の整備・充実を引き続き図り、器具や水防資機材などの確保に努めます。現在の水防倉庫が市川に非常に近いところに建設されているため、移転も視野に入れ検討します。	住民環境課
必要最低限の数量等及び過去の災害等で必要であった備蓄品等の検証を行い、被災時における食料品、生活必需品を確保するとともに、救助用の資機材の準備も進めます。	総務課
消防力の整備指針・消防水利の基準に基づき今後も防災設備等の整備を図るとともに、消防水利の適正な配置に努めます。	住民環境課
（３）自主防災組織の充実・強化	
自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに組織の整備・充実を推進します。今後は、自主防災組織結成の拡大を促進し、防災訓練の支援を強化していきます。	総務課
事業所などの自衛防災体制の整備支援と促進を継続し、行政、非常備消防組織との連携をさらに強化していきます。地域住民の防災力向上に努め、分団とともに訓練などを行い、技術の向上を図ります。	総務課
防災訓練・避難訓練を自治会単位で行えるよう、訓練の補助事業を推進し、自主防災組織と消防団の連携を強化していきます。	総務課
災害時要援護者の避難対策を強化します。	総務課

施策 2-3 防犯体制の強化

序論
第1篇

基本構想
第2篇

第3篇
基本計画

参考資料

近況と課題

刑法犯の認知件数は、平成14年（285万4,061件）をピークに17年連続で減少し、令和元年（前年比8.4%減）も戦後最少を更新しました。一方で、特殊詐欺（うちキャッシュカード詐欺盗）や強姦性交等は増加傾向にあり、生活に身近なところで発生する犯罪が増えています。

市川町では、防犯指導委員会を中心に、児童の下校時における見守り活動や甘地駅・鶴居駅を中心とした町内巡回パトロールを実施し、地域住民の生活安全の確保に努めています。引き続き地域や関係機関との連携強化による防犯対策を推進し、より犯罪等の起こりにくい環境を整備する必要があります。

また、自主防犯意識の高揚を促進することを目的に、地域団体が行う防犯カメラの設置に対する補助制度を推進し、地域ぐるみの活動を支援します。

基本方針

地域ぐるみの自主防犯活動を支援するとともに、関係機関との連携強化による防犯対策を推進し、より犯罪等の起こりにくい環境づくりを推進します。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①町内における防犯カメラ設置箇所数	76 箇所(R2)	91 箇所
②町内における防犯灯設置箇所数 （新設とLED への更新箇所数）	1079 箇所	1575 箇所

【施策の内容】

取組内容	担当課
（1）防犯対策の推進	
防犯街頭キャンペーンの実施や広報紙や防災無線などを活用し、近年の犯罪手口などの情報を提供し、犯罪に巻き込まれないよう啓発に努めます。	住民環境課
防犯灯・防犯カメラの設置を推進します。	住民環境課
兵庫県警及び兵庫県が組織するまちづくり防犯グループと、市川町が組織する防犯指導委員会との相互連携を積極的に行い、さらに自治会や地域団体を交えた重層的な情報ネットワークの確立に努めます。	住民環境課

施策 2－4 治山治水対策の充実

近況と課題

市川町は、兵庫県のほぼ中央に位置しており、山林が町域の約76%を占め、そのうち約3割が保安林に指定されています。また、中心部には町名の由来となっている市川が流れており、その他6本の2級河川と31本の普通河川があります。その中で、12河川が砂防指定を受けています。

近年、山林の持つ公益的機能の重要性が認められ、集中豪雨の際の土砂流出などに対応するための予防措置として、砂防事業や保安林改良事業などが実施され、少しずつ成果が上がっています。

また、平成18年度から導入された県民緑税を財源とする事業により、災害に強い森づくり事業や、緑のある景観整備を継続して実施していきます。

また今後は、森林境界の不明瞭さや不在森林所有者の増加、林業従事者の減少による森林の荒廃を防ぐため、平成31年度から導入された森林環境譲与税を財源として、森林経営に対する施策を講じていかなければなりません。

河川においても、令和元年度に見直した「市川町防災ハザードマップ*」の浸水想定地域等の見直しを進め、国や県の支援を得ながら計画的な改良、改善を行っていきます。

基本方針

保水や災害防止機能など、山林の持つ公益的機能を維持・確保するとともに、河川の持つ治水・防災機能を維持・強化するために、国や県、地域と連携しながら、計画的に山林・河川の整備を進めます。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①効率的な森林づくりのための森林経営計画の新規認定数	0件	(R2－R6 年度累計) 3件
②防災ハザードマップの浸水想定地域等の見直し	見直しを実施	随時見直し

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）山林の計画的な保全	
山林の持つ公益的機能の重要性を、地域や山林所有者に周知し、県や地域と連携しながら、各地域に適した治山事業を計画的に促進します。	地域振興課
近年の局地ゲリラ的な集中豪雨が頻発する傾向が強まる中、風倒木災害や台風災害に備えるために、間伐等の適切な森林整備を行います。また、流木・土石流による被害を軽減するための施策も検討し、国や県と連携しながら災害に強い森づくりを進めるとともに、地域住民の方からの情報提供による災害危険箇所の掘り起こしを行います。	地域振興課
平成 24 年度から 10 年間で推進している間伐事業「森林管理 100%作戦」、森林経営計画により計画的に間伐が実施されています。今後も森林所有者、森林経営受託者とともに計画的に間伐が実施されるよう森林経営計画の策定について協力して進めていきます。	地域振興課
近年、不在森林所有者が増加するとともに、森林の境界が不明瞭なため、森林施業の実施割合を低下させています。森林の放置による荒廃を阻止するため、国や県、地域住民と連携し、林業従事者の育成と森林境界の明瞭化を推進していきます。	建設課 地域振興課
（２）河川等の計画的な保全 重点化	
県や地域と連携して、砂防事業を促進するとともに、無堤地の解消をはじめ、計画的な河川改修・整備を実施しています。今後も県の方針に従い、地元の要望や災害の危険性に応じて、砂防堰堤を整備していきます。	建設課
令和元年度に見直した「市川町防災ハザードマップ」について、浸水想定地域等の見直しを進め、危険地域住民の自主避難時の対応を検討していきます。また、ハザードマップによって明らかとなった危険な地域について、周辺住民や学校等に周知を行い、避難時の対応等について検討していきます。	総務課
令和元年度に作成した「市川町ため池ハザードマップ」を活用し、危険地域住民の自主避難時の対応を検討していきます。また、ハザードマップによって明らかとなった危険な地域について、周辺住民や学校等に周知を行い、計画的な改良・改善を行うつつ、避難時の対応等について検討していきます。	建設課

施策２－５ 交通安全の推進

近況と課題

今日の車社会の中では、高齢者や子どもなどを事故から守り、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを進めることが大切です。また、高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念されています。

市川町交通対策協議会や福崎交通安全協会市川支部、市川町交通安全対策推進協力員による春秋の全国交通安全運動や街頭キャンペーンで交通事故防止の啓発を行うとともに、学校や地域での交通安全教育、交通安全施設の整備などを進めています。

今後も、町民の交通安全意識の向上に取り組むとともに、安全な交通環境の整備を進めていく必要があります。また、道路の整備や改良に合わせ、子どもたちの交通安全教育や高齢者向け安全対策を推進する必要があります。

基本方針

交通安全を推進するために、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚や、防護柵、道路標識、反射鏡、信号機などの交通安全施設の整備・充実を図ります。また特に高齢者向け安全対策を実施します。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①高齢者を対象とした交通安全教室の実施回数	4回	5回

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）交通安全対策の推進	
児童・生徒が利用する通学路の安全を確保するため、市川町通学路交通安全推進協議会において地域住民や学校、警察、県土木等と連携して危険箇所把握のための調査を実施し、危険箇所については早急に安全対策を図ります。	こども教育課
児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、学校安全ボランティア*を募り、地域ぐるみで通学路における児童・生徒の見守りを行います。	生涯学習課
（２）交通安全意識の高揚	
近年の高齢者の交通死亡事故や子どもの飛び出し事故等の発生を受け、学校や地域で、子どもや高齢者向けの参加体験型交通安全教室等を開催し、住民一人ひとりがより一層交通安全意識を高める機会を増やします。特に、高齢者が交通事故に遭う危険性を低減させるため、シルバードライバーズスクールを活用していきます。	住民環境課
各交通安全対策機関や協力員と連携し、引き続き、街頭指導、街頭キャンペーンを強化するとともに、広く町民の参加を得て、交通安全運動の輪を広げていきます。	住民環境課
ドライバー向けの啓発資料や歩行者向け交通安全グッズの配布などを通して、交通安全意識が高まるよう努めます。	住民環境課

施策２－６ 消費者行政の推進

近況と課題

消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化などの進展に伴って急速に変化し、消費者問題は複雑多様化して幅広い領域に及んできました。特に、若年層や高齢者を中心にトラブルに巻き込まれるケースが増加しつつあります。多様化する特殊詐欺や悪徳商法には神崎郡消費生活中核センターと市川町消費者の会が連携し、出前講座等により啓発しています。

一方、食の安全については、食品衛生法*等に基づき、消費者が安全を確認できる手段が確立されつつありますが、安心して食べ物を口にできるように生産、流通、消費の各段階において、より一層、安全確認が可能になるシステムづくりが求められています。

基本方針

消費者自らが知識や判断力を高め、豊かな消費生活を送れるよう消費活動への情報を提供するとともに、消費者保護の体制を整備します。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①出前講座の開催数	4回	7回

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）消費者啓発と体制の充実	
消費者生活情報の収集・分析・提供に努め、消費者自らの判断力を高めます。広報紙等での情報提供や、より多くの老人会などの団体が、出前講座を依頼できるよう周知に努めます。	住民環境課
市川町消費者の会など消費者グループの活動を引き続き支援します。	住民環境課
神崎郡消費生活中核センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、引き続き消費者相談体制の充実を図ります。	住民環境課

第3章 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり

この章に関連する個別計画 <期間>

- ・創業支援事業計画 <平成27年11月～令和6年3月>
- ・経営発達支援計画 <令和2年4月～7年3月>
- ・事業継続強化支援計画 <令和2年4月～7年3月>
- ・農業振興地域整備計画 <平成30年4月～>
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
<平成28年9月～>
- ・市川町鳥獣被害防止計画 <平成31年4月～令和4年3月>

この章に関連するSDGs



施策3-1 交流の促進と地域産業の振興

近況と課題

市川町の産業構造は、製造業（特に金属製造業）が売上、雇用ともに多く産業の基盤となっていますが、人口の減少に伴い生産年齢人口も減少しており、その他の各業種とも就業人口は減少傾向にあります。さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本経済にも大きな影響を与えました。

市川町では、地域を支える中小・小規模事業者をさらに支援するため、令和元年度に商工会と共同で、経営発達支援計画と事業継続力強化支援計画を策定しました。今後も引き続き、各事業所の事業継続や安定した経営のために、様々なサポートを行っていく必要があります。

また、農業においても従事者の高齢化が進み、後継者不足による耕作放棄地の増加が進んでおり、従事者の確保や耕作放棄地の解消が重要な課題となっています。さらに、農業用機械や水路など、農作物の生産に関わる設備の老朽化も課題となっています。

林業においては、木材価格の低迷により林業従事者が減少し、経営管理が行われていない森林が増加しています。そこで、平成30年6月に森林経営管理法により、新たな森林管理システムが施行され、その財源として森林環境譲与税が令和元年度から譲与されたことにより、森林の経営管理に対する施策が求められています。そのためには、森林の境界不明瞭、不明所有者などの課題も解決していく必要があります。

観光振興の促進については、文化センター敷地内にある市川町観光交流センターを中心に、町内の観光案内、特産品の販売などを行ってきました。さらに、国産ゴルフアイアンヘッド発祥の地として広くPRしていくため、令和元年度に策定した市川町情報発信拠点整備基本計画に基づき、市川町の情報発信を推進していくとともに、観光交流センターの運営体制の見直しを図る必要があります。

基本方針

商工業の振興では、商工会等と連携して、中小・小規模事業者に対し、経営発達支援計画に基づく小規模事業者の持続的発展に対する支援や事業継続力強化支援計画に基づく事業継続力強化計画と事業継続計画（BCP）の策定を支援することで経営の強靱化を図り、中小・小規模事業者の災害対応力を高めていきます。さらに、地域資源の発掘及び魅力ある

地域産業づくりに取り組むことで、事業者・商工会・行政が協力し地域経済の持続的発展に寄与していきます。加えて、新たな取り組みへの挑戦や起業・創業に対する支援を商工会や金融機関などと連携し支援することで、産業の競争力強化を図ります。

また、農業基盤の整備、農業振興地域整備計画*を見直すとともに、耕作放棄地を解消し優良農地へと回復する取り組みを実施します。同時に国が推進する有機農業の支援を継続していくとともに、就農人口の拡大を図るため、既存の経営体の育成や農業体験等を通じて新規就農者の確保と農業後継者の育成に努めます。

林業においては、森林環境譲与税を活用し、森林整備に対する支援を行うとともに、森林の境界不明瞭、不明所有者の解消に努めます。

市川町観光交流センターの運営体制の見直しを行い、商工観光の情報発信拠点施設の整備を推進し、市川ブランドの確立と異業種・地域間交流による産業の活性化を図り、市川町の魅力発信に努めます。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①観光交流センター売上額	9,151 千円 (H27～R1 累計)	10,000 千円 (R2～R6 累計)
②事業計画策定件数	—	75 件 (R2～R6 累計)
③ふるさと納税*額	14 億円 (H27～R1 累計)	12 億円 (R2～R6 累計)
④耕作放棄地の解消	—	2.5ha(R7)

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）商工業の振興 総戦1—① 総戦1—② 総戦1—③	
国産ゴルフアイアンヘッド発祥の地という強みを伸ばすため、情報発信拠点施設を活用し、地域ブランド力の向上を図ります。	地域振興課
ふるさと納税の返礼品として好評を得ている「ゴルフクラブ」、「卵」などの特産品をPRすることで販路拡大に努め、商工会と連携して地域経済の活性化につなげます。	地域振興課
経営発達支援計画に基づき、小規模事業者に対し地域産業の競争力強化、販売力強化、新たな魅力の創出に対する支援を商工会と連携して行います。	地域振興課
事業継続力強化支援計画に基づき、中小・小規模事業者に対し、経営の強靱化と災害対応力を高める支援を商工会と連携して行います。	地域振興課
平成 27 年に策定した創業支援事業計画に基づき、市川町で創業を検討している方を支援し、新たな創業者の創出を図ります。	地域振興課

(2) 都市との交流の戦略		重点化
リフレッシュパーク市川に指定管理者を導入し、民間の専門的なノウハウを活用することで、サービスの向上を図りながら、自然や歴史、文化、産業などを活かした都市との交流を目指します。	地域振興課	
豊かな緑や清流の保全・創出や歴史・文化の保存・継承に努め、自然の恵みを享受できる空間づくりに努めます。笠形山・千ヶ峰県立自然公園における登山道などの維持管理に努めます。	地域振興課	
体験参加型農業の促進と里山林の整備などによって、ふるさと景観を保全・創出し、自然とふれあう場の確保に努めます。また、市川町森林公園の維持管理に努めます。	地域振興課	
市川町観光交流センターの運営体制の見直しを図ると同時に、商工観光の情報発信拠点施設整備を推進し、まちのあらゆる魅力の発信、地域経済の活性化に努めます。	地域振興課	
(3) ふるさと市川応援寄附金事業の充実		重点化
ふるさと市川応援寄附金事業における特産品のPRを通して、返礼品として提供している市川町の特産品の知名度向上、観光 PR、雇用の創出を図ります。また、寄附金を財源とし、より魅力ある住みよいまちづくりを目指します。	企画政策課	
(4) 農林業の振興		総戦1—④ 総戦1—⑤
環境と調和した農業農村整備事業を進めるとともに、町の土地利用計画に基づき、農業振興地域整備計画の見直しを図ります。	地域振興課	
農業の生産基盤としては、優良農地の確保をはじめ、耕作放棄地の解消、ほ場整備・農道・用水路などの基盤整備、ため池の補修などを推進します。また、国、県の制度を活用し、JA や担い手などと連携し経営基盤の強化促進を図ります。特に、認定農業者や営農組合の育成・確保を図り、農地の集積を促進します。	地域振興課 建設課	
多面的機能支払制度の取り組みを継続し、過疎化・高齢化等により荒廃が進行していく農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図ります。そして、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理活動を推進します。	地域振興課	
栽培から食品加工・流通販売まで一貫して取り組む 6 次産業*化を推進していきます。	地域振興課	
有機農業の拡大を支援していくとともに、町内外の就農希望者・団体を対象として、農業体験イベントや研修・セミナーなどの技術習得機会の提供や農業次世代人材投資事業による支援により、新規就農者の確保と農業後継者の育成に努めます。	地域振興課	
多発する野生鳥獣による農作物被害に対し、国、県の制度を活用した防護柵による侵入防止だけでなく、有害鳥獣の駆除により被害を軽減させ、農家の営農意欲低下を防ぐための施策を講じます。	地域振興課	
林業の生産基盤としては、平成 30 年度に策定した「市川町森林整備計画」に基づき、森林所有者や森林経営受託者が森林経営計画を策定するための環境整備を図ります。	地域振興課	
「市川町」ならではの特色ある産物づくりを支援し、学校給食への食材提供、直売所などを通じた地産地消に向けた取り組みを促進します。また、新たな生産流通ルートの創出と支援をしていきます。	地域振興課	

施策3-2 循環型社会への住民意識の高揚

近況と課題

急速な経済成長や都市化、人口増加などにより、世界の廃棄物量は、2016年の年間20億tから2050年には34億tに急増していく見込みとなっています。特に問題が多いのがプラスチック廃棄物であり、適切に回収・処理しなければ、環境汚染の原因となります。プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していくために、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が始まりました。

また、国際的な資源価格の高騰、需給ひっ迫、鉱物資源の品位の低下にみられるように、今後、世界全体で資源制約が強まると予想され、廃棄物の発生抑制や減量化等について、依然として課題が残されています。さらに、地球温暖化*・生態系の危機といった地球規模での課題が生じており、その解決のためには、持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会*に向けた取り組みなどを進めることが重要となっています。

市川町では、以前から年中行事として位置づけられ継続されてきた各種団体による廃品回収や、小売店舗をはじめ各事業所で取り組まれている牛乳パック等の店舗回収など、生活のより身近なところで、モノの再生や再利用への取り組みができるような仕組みづくりが定着しつつあります。

一方、処理方法等の変遷に伴う制度そのものの変更や、商品の多様化、価格破壊に伴う商品寿命の短縮化などが起こっています。今後もリサイクル法*の目的やその中身、環境上の効果などについて、循環型社会に対する住民意識を高めていくことが大切です。

基本方針

恵まれた豊かな自然環境を守るため、日常的なごみ問題・環境問題など、生活の場や地域から循環型社会に対する住民の意識を高めていくための施策を展開していきます。

また、環境保全意識の高揚を図るため、環境についての情報を知る機会を増やします。さらに、住民と事業者、そして行政が連携して公害を防止し、安全に暮らせる生活環境を確保します。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①環境に関する学習会の実施回数	4回/年	4回/年

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）環境情報の発信と学習機会の提供	
広報紙やホームページを通じて、循環型社会についての情報を幅広く提供し、住民が循環型社会に関して正しく理解を深めることができますようにします。	住民環境課
環境美化や再生・再利用などについての関心を高めてもらえるような環境学習会を実施し、正しい知識と豊かな経験を積むことができますようにします。	住民環境課
環境美化活動をはじめ、再生・再利用に積極的に取り組むグループなどに対して、支援を継続して行います。	住民環境課

施策３－３ 再生と再利用への取り組み

【近況と課題】

ごみを燃えるごみ、燃えないごみ、リサイクル品、そして粗大ゴミの４分類１２分別にして回収しています。また、バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）*の原料である食用油の回収を促進し再利用に取り組んでいます。ごみ処理施設である中播北部クリーンセンターは令和１０年３月末に稼働停止を控えているため、３町での共同整備計画を進めています。（参照⇒施策７－３（p.101））

瓦や壁土、ブロック片、コンクリート片などの瓦礫類は、市川町一般廃棄物埋め立て最終処分場で埋め立て処分を行っています。しかし、今もなお山林や河川敷への不法投棄が後を絶たず、家庭ごみ等の野焼きとともに深刻な問題となっています。

基本方針

中播北部行政事務組合が実施している中播北部クリーンセンターのごみ収集事業と連携し、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。また、循環型社会形成推進法*や各種のリサイクル法*などの施行に対応しつつ、資源ごみの回収の強化を図り、「環境の５Ｒ*」＝リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）、リフューズ（拒否）、リペア（修理）＝の実践を推進し、ごみのない美しいまちづくりを目標に、さまざまな事業を展開します。さらに、令和１０年度からの新しいごみ処理施設稼働に向けて、近隣町と共同して取り組んでいきます。

【指標】

K P I（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①可燃ごみの年間収集及び持ち込み量	2,349t	2,275t
②資源ごみの年間収集及び持ち込み量	449t	324t
③コンポスト・生ごみ処理機の年間補助件数	25 基	25 基

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１） 住民意識の高揚と体験機会の提供	
ごみに関する日常的な啓発活動を強化するとともに、ごみ問題に関する住民意識の高揚を図ります。不法投棄については、投棄されやすい場所に注意看板を設置し、釜坂峠など長距離に及ぶ区間についてはネットフェンスを設置するなどして不法投棄の防止に努めます。	住民環境課
消費者の会の会員などを中心として、中播北部クリーンセンターをはじめとする各種処理施設の見学会などを実施し、分別の大切さやリサイクルの必要性について周知を図ります。	住民環境課
コンポストと生ごみ処理機の助成など、身の回りのごみの処理に関して役立つ情報を広報誌に掲載を継続し、住民のエコロジカルな取組をサポートします。	住民環境課
（２）「環境の５Ｒ」の徹底	
ゴミになるものは買わないリデュースに努めます。	住民環境課
町内各地で実施される催し等に併せてフリーマーケットやバザーの開催など、さまざまなモノをリユースするための機会を増やします。	住民環境課
ビンや缶、紙パック、古紙、布等、資源ごみの回収率を高め、リサイクルの強化・徹底を図ります。住民がごみを資源として有効利用するに当たり、資源ごみの集団回収及び生ごみの堆肥化・減量化機器の設置に対して継続して助成を行います。クリーンセンターの再生棟で「リフォーム教室」の開催も継続していきます。	住民環境課
必要でないものは買わないリフューズに努めます。	住民環境課
可能な限り修理して使い続けるリペアに努め、啓発も広く行っていきます。	住民環境課

施策３－４ 水辺と里山の保全

近況と課題

昔から、人びとは木を切って薪を作り、炭を焼く、落ち葉を集めて肥料をつくる、といった野や山の草木を資源とし、水辺に生きる生きものと共生しながら暮らしを営んできました。しかし、生活環境が変わり、人びとは利便性・快適性を追求し、その結果として、暗い森に変化していったり、都市化に伴う開発により、かつて生活と密接に結びついていた野山や川に人の手が入らなくなったりしています。

今後は、日々の暮らしの中に山（里山）や川（水辺）をもっと身近なものとして感じることができる仕組みを創出し、山や川の恵みを誰もが肌で感じることができる環境を地域住民とともに整えていく取り組みが必要です。

基本方針

身近にありながら遠くに感じられる山や川の実在を見直し、環境保全を意識しながら“里山”や“水辺”を生活空間の一部として上手に活用できるよう、地域住民が自ら整備できる環境と体制づくりを国や県と連携しながら進めていきます。

【指標】

KPI（重要業績評価指標）	基準値	目標値
①地域住民による森林整備面積	7ha	10ha
②市川クリーン作戦実施地域	一部地域	全域

【施策の内容】

取組内容	担当課
（１）野山の整備と活用	
日常の暮らしの中で、身近にある“里山”が地域の人びとにとって安全な存在となり、“里山”を親しみ活かしていけるように整備します。また、整備意欲のある団体を掘り起こし、住民参画型森林整備事業、住民参画型里山林再生事業により森林整備に係る資機材を配備し、地域住民による森林整備を促し、後継的な整備の実施が可能になるよう検討していきます。	地域振興課
（２）河川等の整備と活用	
身近で安全な存在として“水辺”に親しめるよう、そして日常の暮らしの中で“水辺”を活かしていけるよう整備します。大規模河川改修に併せて県と協議しながら“水辺”を生かすような整備を検討していきます。	建設課
「市川クリーン作戦」など、地域住民が自主的に取り組める環境保全活動の推進を図ります。	建設課
小河川には、ホタルをはじめとする多くの水生生物が棲んでいます。そんな水生生物と共生できる良好な河川環境へと回帰できるよう、地域住民と行政が手を携えて取り組んでいくシステムづくりを進めます。護岸堤防の点検も兼ね、行政と住民が協働で美しいまちづくりに取り組んでいきます。	建設課